

11. 普通車免許教習に関する規程

普通免許取得のための教習開始時期は、就職内定者は3学年の11月中旬、進学内定者は3学年1月中旬のそれぞれ定められた日以降とし、詳細は以下に定める。

- (1) 許可条件（自宅研修以前に教習を希望する者）

以下の条件をすべて満たしている者に限り、学年、職員会の承認を経て、自動車学校への通学を許可する。

許可条件

- ① 卒業後の進路先が決定している者。
- ② 前期の成績に評定1がない者。
- ③ 欠課時数が1/5を越えている科目がない者。
- ④ 過去にバイク免許無断取得等の違反がないこと。
- ⑤ 生徒指導上問題がない者。

ただし、教科担任から学年末の成績で1がつくことを予想される者は許可されない。

- (2) 日程及び手順

- ① 教習許可願いの配布 10月上旬～
- ② 自動車教習学校合同説明会 11月上旬
- ③ 以後必要に応じて以下の手順を進める。
担任に教習願いを提出 → 学年会、

職員会で審査し校長が許可 → 許可
証配布 → 入校手続き → 教習開始

(3) その他 注意事項など

- ① 実技教習、学科教習、仮検定、卒業検定による欠席や遅刻、早退は認めない。教習のために、HR及び清掃が疎かになることがあってはならない。違反をして通った場合は、許可を取り消す。
- ② 特殊事情のある生徒については、学年会・職員会に諮る。